

平成27年度 第3回学長選考会議議事要録

日 時 平成27年10月26日（月） 15:00～16:20

場 所 事務局1号館2階会議室

出席者 <委員> 関議長，蟻川委員，石田委員，和泉委員，小畑委員，穂田委員，
西原委員，岡田委員

<委員以外> 榎並監事，清水監事，丹沢副学長・事務局長

資 料

1. 再任審査の今回の実施プロセスと公表（学長任期：平成28年4月～2年間）
2. 再任審査の今後のプロセスと公表の提案
3. 新たに学長を選考するプロセスと公表（現状）
4. 意向聴取投票に関する各大学調査
5. 「業務執行状況の確認」のプロセスについて
6. 学長選考会議開催日程（案）

参考資料

1. 国立大学法人東京工業大学学長選考会議規則
2. 国立大学法人東京工業大学学長候補者の選考及び学長解任の申出に関する規則
3. 国立大学法人東京工業大学学長候補者意向聴取投票実施細則

○ 定足数の確認

委員総数11名，定足数8名に対して出席者8名で成立。

○ 平成27年度第2回学長選考会議議事要録については，委員の承認を得て7月30日に公表した旨報告。

○ 前回会議で再任の可を決定した後の経緯について報告。

○ 議題

1. 再任審査のプロセスと公表について

議長から，「学長候補者の選考及び学長解任の申出に関する規則」第6条では，再任の審査の途中過程の公表について規定されていないため，今回のプロセスを踏まえ，本日の学長選考会議において，再任審査のプロセスと公表について議論し，今後のために整理することについて説明があった。引き続き，総務部長から，資料1に基づき今回実

施した再任審査のプロセスと公表について、資料2に基づき今後の再任審査のプロセスと公表の提案について、資料3に基づき新たに学長を選考するプロセスについて説明があり、種々意見交換を行った。

(主な意見)

- ・今回の再任審査では、業績調書と所信は再任審査前に学内限定とし、再任審査後に学内外に公表したが、再任審査前に学内外に公表する事に問題はないのか。
- ・資料3のとおり新たに学長を選考するプロセスでは、業績調書と所信は第一次意向聴取投票前に、学内外に公表する事が規定されている。
- ・業績調書と所信の個人情報に留意すれば、学内限定にする必要はなく、学内外に公表することで問題はないのではないのか。
- ・再任審査結果による学長への影響を考えると、業績調書と所信は、学内に公表するのは問題ないが、学長選考会議が再任を可とする結果を出したときに、学内外に公表する方法もあるのではないのか。
- ・学長の選考は社会的に関心があることであり、選考に対する評価や選考の信頼性を考えると、再任が否であっても公表した方が良いのではないのか。再任結果が出てから公表するのは、社会に対する説明上、無理があるのではないのか。
- ・今回審議した再任審査のプロセスと公表の取り決めについて、学内の関係者にオープンにした方が良いのではないのか。
- ・次回の再任審査は6年後になり、次期の学長選考会議において、改めて公表事項等について審議されることになる。本日議論した内容は次期の学長選考会議への申し送りとして位置づけ、議事要録に記すことで良いのではないのか。

意見交換の後、学長選考会議の確認事項として、再任審査スケジュール、再任の意思確認、業績調書及び所信を学内外に公表すること、また再任が否の場合も審査結果等を学内外に公表することなどを、議事要録に残し、次期の学長選考会議に申し送ることについて、挙手による議決を取り賛成多数で承認した。

2. 意向聴取の投票権者について

議長から、学長候補者を対象として投票による意向聴取を行う際の投票権者に関して、技術部から範囲の拡大を求める意見が事務局に届き、本日の学長選考会議において意向聴取の投票権者の対象範囲について議論を行うことについて説明があった。引き続き、総務部長から、資料4に基づき他大学の意向聴取の際の投票権者の状況について説明があり、種々意見交換を行った。

(主な意見)

- ・学長選考会議がより責任を持って学長選考の機能を果たす一方で、透明性の高い公

表をしている。学長の権限と学長選考会議の役割を強化していくという流れの中では、学長選考会議が主体的に選考するという観点から、現状で良いのではないか。

- ・過去の学長選考会議で、助教を投票権者とするかについて議論を行い、結果として現状維持とした経緯がある。
- ・学長の権限が強化されていく中で、学長のビジョンを全学に徹底する上では、構成員の参画意識は重要であると思われるが、人気投票になるようであれば問題がある。
- ・投票権者は、各大学がそれぞれ決めており明確な決まりはない。こうあるべきだというものが特にないのであれば、現状で良いのではないか。
- ・大学の業務は教育・研究が中心であり、教員のウエイトが高いのは当然である。
- ・投票権者を変更する場合には、根拠をきちんと説明し構成員の理解を得る必要がある。

意見交換の結果、現在の意向聴取の投票権者を変更しないことを承認した。

3. 「業務執行状況の確認」のプロセスについて

議長から、次回平成28年2月24日開催の学長選考会議で「学長候補者の選考及び学長解任の申出に関する規則」第11条の3に基づき「学長の業務執行状況の確認」を行う予定であり、そのプロセスについて、本日の学長選考会議においてまとめることについて説明があった。引き続き、総務部長から、資料5に基づき「業務執行状況の確認」のプロセスについて説明があり、種々意見交換を行った。

(主な意見)

- ・確認のプロセスのなかで、監事と連携しながら確認することが定められている。監事は日常的に学長の身近にいるので学長の方針等を理解している。学長から提出された説明資料を、学長選考会議委員とともに監事にも事前に配布いただき、監事として確認をすることで監事との連携と考えることでよろしいのではないか。

意見交換の結果、確認方法のプロセスとして、学長から事前に業務執行状況の説明資料の提出を受け事前に学長選考会議委員及び監事に配布し、学長選考会議において説明聴取・質疑応答を行うこと、また、説明資料を学内外に公表することを承認した。

4. 次回開催等について

総務課長より、資料6に基づき、2月24日(木)10:00から開催する旨の案内があった。

以 上